

Climate Action 100+ネットゼロ企業ベンチマーク 開示情報フレームワーク 評価手法 V2.1 2024

2024年10月
(日本語参考訳)

本書には、企業の開示情報が、Climate Action 100+ネットゼロ企業ベンチマーク¹(以下「ベンチマーク」といいます)の開示情報フレームワークを用いて、Transition Pathway Initiatives Centre (TPI Centre) によってClimate Action 100+イニシアチブのためにどのように評価されたかについて、詳細な指標別のガイダンスが収められています。また、企業評価の(緑、黄、赤の色分けを用いた「交通信号システム」による)表示方法に関するサマリーおよび指標間の従属関係についても記載しています。

本書には、ベンチマークの**整合性指標は含まれていません**。これらについては、様々なデータ提供機関が独自の評価手法を用いて評価します。開示情報フレームワーク以外の評価手法については[こちら](#)を御覧ください。

本書は、[Climate Action 100+ウェブサイト](#)に掲載されているベンチマーク(V1.0)に関するその他の関連資料と併せて読み、使用していただくものです。こうした資料としては以下が挙げられます。

- ベンチマークの[背景および今後の動向](#)に関する情報。
- 使用される[ベンチマークフレームワークおよび手法](#)の概要。この概要には、すべてのフレームワーク、[TPIのCarbon Performance方法論](#)、どのようにしてベンチマークとTPIツールを共に使用できるかに関する投資家向けガイドが含まれます。
- [よくある質問](#) (FAQ)。
- [データの使用](#)に関する利用規約および[企業のレビュー・改善プロセス](#)。

Climate Action 100+の免責事項については[こちら](#)に掲載していますのであわせて御覧ください。

企業評価は、ウェブサイトに掲載の個々の[企業情報](#)からもアクセス可能です。このサイトには企業評価の全内容をまとめた公表EXCELファイルも含まれています。

その他の質問やフィードバックはbenchmark@climateaction100.org宛てにお願いします。

目次

1. 謝辞 (p2)
2. 用語 (p4)
3. 評価手法と指標ガイダンス (p5)
4. 評価の表示:「交通信号システム」、Yes / No / Partial (p31)
5. 指標の従属関係 (p31)
6. スコープ3評価対象企業 (p32)

¹ 本書で参照しているデータは、金融商品および金融契約におけるベンチマークとして、投資ファンドのパフォーマンスを評価するために使用される指標について 2016年 6 月 8 日付け欧州議会・理事会規則 (EU) 2016/1011 (欧州ベンチマーク規則) で定義されている「ベンチマーク」、ならびにベンチマーク (修正および暫定規定) (EU 離脱) 規則 2019 (英国ベンチマーク規則) で定義されている「ベンチマーク」としての使用を意図したものではありません。

開示情報フレームワークは公表情報で、企業が自ら開示したデータに基づいています。これらのデータは年次報告書、サステナビリティ報告書、プレスリリース、CDP 開示などから収集されています。全体として、ネットゼロ企業ベンチマークは開示の仕組みやデータベースではありません。ベンチマークは投資家がエンゲージメントにおいて使用可能な評価ツールですが、すべての投資家は異なるマナデートと立場を持ち、その法域、規制、ベストプラクティスを考慮し、個別に判断を行います。投資判断と議決権行使を含め、投資家は常に独立して行動します。

免責事項: 本書内の情報は情報提供のみを目的としたものであり、投資上の、法務上の、税務上の、またはその他の助言としての使用を意図したものではなく、また投資その他の意思決定時に依拠することを意図したものでもありません。本書は、上記を制限することなく、株主提案に対する議決権行使についての提言を意図したものではありません。本書は、著者および発行者が法務上の、経済上の、投資上の、またはその他の専門的な問題やサービスに関する助言を行っていないことを理解した上で、提供されています。誤りや脱漏、本報告書内の情報に基づいて行われた意思決定や行動、そうした決定や行動により生じた損失や損害について、Climate Action 100+および投資家ネットワークが(個別にまたは全体として) 責任を負うことはありません。本書内の情報はすべて「現状のまま」で提供されており、完全性、正確性、適時性の保証、または本書の利用から得た結果についての保証は一切なく、明示・黙示を問わず、いかなる種類の保証もありません。次のサイトを併せて参照してください:

<https://www.climateaction100.org/disclaimer/>



AIGCC
気候変動に関する
アジア投資家グループ



Ceres



Investor
Group on
Climate
Change



Principles for
Responsible
Investment

謝辞

ベンチマークの取り組みはClimate Action 100+運営委員会のリーダーシップおよび支援、ならびにAIGCC、Ceres、IIGCC、IGCCおよびPRIといった[投資家ネットワーク](#)の参加投資家や専門家の協力により行われました。イニシアチブの目標に対する対象企業の整合性評価に使用される新たなベンチマークや指標の開発全般においては、London School of Economics & Political ScienceのGrantham Research Institute on Climate Change and the Environmentの一部であるTransition Pathway Initiative Centre (TPI Centre)、LSEGの一部門であるFTSE Russell、Chronos Sustainability、Carbon Tracker Initiative (CTI)、Rocky Mountains Institute (RMI)、InfluenceMap (IM)などの主要な気候調査・データ機関が中心的な役割を果たしてきました。

本書で取り上げる開示情報フレームワーク指標は、TPI Centreがその調査・データパートナー（下記参照）の支援を受け、評価したものです。本書は、以下のメンバーを含む、Climate Action 100+イニシアチブのベンチマークプロジェクトを先導する投資家ネットワークの代表者によって作成されました。

ベンチマーク・ワーキンググループ

Cosmo Hui, Manager, Stewardship & Corporate Engagement, **AIGCC**
Morgan LaManna, Director, Climate Action 100+, **Ceres**
Sarah Hicks, Manager, Climate Action 100+, **Ceres**
Dani Siew, Senior Manager, Corporate Engagement, **IGCC**
Alexandra Corbin, Climate Analyst, **IIGCC**
Jasna Šelih, Senior Specialist, Climate Action 100+, **PRI**
Jude Otaibi, Specialist, Climate Action 100+, **PRI**
Kerri-Anne Hemphshall, Benchmark Manager, Climate Action 100+, **PRI**

調査リード

Valentin Jahn, Principal Research Project Manager, **TPI Centre**
Shafaq Ashraf, Project Lead, **TPI Centre**
Jared Sharp, Project Lead, **TPI Centre**
Robert Ingham, Research Analyst, **TPI Centre**
Jaakko Kooroshy, Global Head of SI Research, **LSEG**
Felix Fouret, SI Research Lead - Transition, **LSEG**
Lily Dai, Senior SI Research Lead, **LSEG**
Edmund Bourne, SI Research Lead, **LSEG**

その他の寄稿者の方々

Dr Rory Sullivan, Chief Technical Adviser, TPI & CEO, Chronos Sustainability	Alex Wilson, Senior Digital Associate, Ceres
Ella Harvey, Manager, Climate, Chronos Sustainability	Rebecca Hoffman, Manager, Climate Action 100+, Ceres
Chup Priovashini, Research Analyst, Chronos Sustainability	Tracey Cameron, Senior Manager, Ceres
Professor Simon Dietz, Professor of Environmental Policy, London School of Economics and Political Science & Research Director, TPI Centre	Rob Berridge, Director, Ceres
Antonina Scheer, Research Analyst, TPI Centre	Natasha Rutherford, Communications Manager (Climate Action 100+), IIGCC
Nikolaus Hastreiter, Research Analyst, TPI Centre	Ben Pincombe, Head of Stewardship, Climate Change, PRI
Robin Goon, Research Analyst, TPI Centre	Livia Rossi, Senior Specialist, Climate Action 100+, PRI



Transition Pathway Initiative Centre (TPI Centre)は、Transition Pathway Initiative (TPI)のアカデミックパートナーです。TPIはアセット・オーナーが主導し、資産運用会社が支援するグローバルイニシアチブです。TPI Centreは、投資家が無料で利用することを意図し、気候変動に対する取り組みを支援しており、低炭素経済への移行に対する企業の準備状況を評価するための知見やデータを提供しています。TPI CentreはLondon School of Economics and Political Science (LSE)のGrantham Research Institute on Climate Change and the Environmentの一部であり、LSEGの一部門でデータパートナーであるFTSE Russellと協力しています。

FTSE Russellは、LSEGに属し、世界中の投資家に革新的なベンチマーク、アナリティクス、データソリューションを提供する、グローバルインデックスのリーダーです。70カ国以上の市場や資産クラスを測定してベンチマーク化する何千ものインデックスを算出し、その対応範囲は全世界の投資市場の98%に及んでいます。FTSE Russellは先駆者として20年以上、サステナブル投資インデックス・ソリューションの開発に携わっており、透明性が高くルールベースの手法に基づくその商品は世界中の投資家に使用されています。FTSE Russellはロンドン証券取引所グループ (LSEG)の一員です。

London School of Economics and Political Science (LSE)のGrantham Research Institute (GRI) on Climate Change and the Environmentは、TPI Centreの運営を担っています。2008年に設立され、気候変動およびその環境への影響に関する政策関連研究を行う、世界トップレベルのセンターです。本分野の知識・理解を高め、当該トピックに関する情報を十分に得た上での意思決定を促進し、大学・大学院のプログラムを通じて新世代の研究者を養成することを目的としています。

Chronos Sustainabilityは、複雑なシステムの専門家による分析と効果的なマルチステークホルダー・パートナーシップにより、主要産業セクターの社会・環境パフォーマンスにおける斬新な体系的変化を実現することを目的として、2017年に設立されました。Chronosは、世界的な投資家および世界的な投資家ネットワークと幅広く連携し、サステナビリティ関連の問題における投資影響について彼らの理解を醸成しています。サステナビリティを投資研究やエンゲージメントへ組み込むようにするツールや戦略の開発も行っています。詳細はwww.chronossustainability.comおよび@ChronosSustainにアクセスしてください。

用語

ベンチマークは[公開コンサルテーション](#)を経て2023年に更新されました。開示情報フレームワークバージョン2.0の指標については[こちら](#)を御覧ください。

11 の開示情報フレームワーク指標 - バージョン2.1 (2024)

- | |
|--|
| (1) 2050年まで（またはもっと早期）に温室効果ガス（GHG）排出ネットゼロとする野心的目標 |
| (2) 長期的（2036年～2050年）GHG削減ターゲット |
| (3) 中期的（2028年～2035年）GHG削減ターゲット |
| (4) 短期的（2027まで）GHG削減ターゲット |
| (5) 脱炭素化戦略 |
| (6) 資本配分 |
| (7) 気候政策エンゲージメント |
| (8) 気候ガバナンス |
| (9) 公正な移行 |
| (10) 気候関連開示 |
| (11) GHG排出削減履歴 |

開示情報フレームワークは、細かさの異なる以下の評価単位を用いて構成されています。

- **指標:** 当該企業を評価する特定の分野（例：指標8は、気候ガバナンスについて企業を評価します）。
- **サブ指標:** 指標を特定の関心領域に分割する指標構成要素（例：サブ指標8.2は、役員報酬を評価します）。
- **評価基準:** サブ指標をさらに分割して、注目する領域を網羅する評価を行うための、最も細かい評価（例：評価基準8.2.bは、気候変動ターゲットの進捗状況が実績連動報酬のKPIとなっているかを評価します）。
- **ベータ指標／サブ指標／評価基準:** ベータ指標／サブ指標／評価基準は今回のベンチマーク評価においては試験的に導入されている指標／サブ指標／評価基準です。ベータ指標／サブ指標／評価基準の企業評価は公表されません。

評価手法と指標ガイダンス

指標1 — 2050年(またはもっと早期)までにGHG排出量ネットゼロとする野心的目標

1.1 — ネットゼロコミットメント

サブ指標文

当該企業は、2050 年まで(またはもっと早期)に GHG 排出ネットゼロを達成する野心的目標を設定している。

- a. 当該企業は、自社のスコープ 1 および 2 排出量の 95%以上を明確に含めた、定性的な GHG 排出ネットゼロの野心的目標を表明している。
- b. 当該企業の GHG 排出ネットゼロの野心的目標が、当該企業のセクターで最も重要性の高いスコープ 3GHG 排出カテゴリーをカバーしている(評価対象の場合)。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、スコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を明確に含めた、定性的な GHG 排出ネットゼロ野心的目標を表明している。

ネットゼロコミットメントは、企業が実質的な炭素排出量を 100%削減することを確約する特別な GHG 排出量ターゲットです。企業は自社のネットゼロを謳う野心的目標に対する明確なコミットメントを開示する(例:当該企業が「～までにネット(実質)ゼロ」、「～までにカーボンニュートラル」、または「～までに全排出量削減」、「に到達」、「を達成」、または「を実現」と表明することにより、ネットゼロコミットメントを行うことができます。本評価基準では、2050 年まで、またはもっと早期に排出(総)量を 100%削減するという GHG 削減ターゲットを定めた企業も肯定的に評価されます。

- b. 当該企業の GHG 排出ネットゼロの野心的目標が、当該企業のセクターで最も重要性の高いスコープ 3GHG 排出カテゴリーをカバーしている(評価対象の場合)。

上記同様、企業は最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリーを明確に含めた、当該企業のネットゼロを謳う野心的目標へのコミットメントを開示することにより、スコープ 3 のネットゼロコミットメントを行うことができます。

当該企業がスコープ 3 のネットゼロを謳う野心的目標を別途設定している場合、またはネットゼロを謳う野心的目標にスコープ 3 排出量を含めている場合、次の詳細が確認されます。

- スコープ 3 の野心的目標がスコープ 1 および/または 2 のネットゼロを謳う野心的目標の一部か、あるいはそれらから独立したものか。
- 野心的目標の対象となっているスコープ 3 のカテゴリー(GHG プロトコルの分類による)。評価では次のカテゴリーに重点を置きます。購入した物品・サービス(カテゴリー1:上流)、燃料およびエネルギー関連活動(カテゴリー3:上流)、販売した製品の加工(カテゴリー10:下流)、販売した製品の使用(カテゴリー11:下流)。野心的目標がスコープ 3 の全上流カテゴリーまたは全下流カテゴリーを対象としている場合、これについても確認されます。対象カテゴリーが上記のカテゴリー以外のものである場合、スコープ 3 の排出カテゴリーは「その他」として確認されます。
- 野心的目標の対象となっている最も重要なスコープ 3 の GHG 排出量の割合。

評価基準 1.1.b は 1.1.a の結果に従属します。企業が 1.1.a で「Yes」と評価されなかった場合、1.1.b で「Yes」と評価されることはありません。

CA100+ネットゼロベンチマークでスコープ 3 排出量が評価対象外の企業は、スコープ 3 のネットゼロを謳う野心的目標を設定しているか否かに関係なく、1.1.b で「Not Assessed(評価対象外)」と評価されます。

指標2～4 — 長期的、中期的、短期的排出量ターゲット

指標 2～4 — 長期的、中期的、短期的排出量ターゲット

指標文

これらの指標では3種類の期間について確認されます。

- 指標 2: 長期 (2036 年～2050 年)
- 指標 3: 中期 (2028 年～2035 年)
- 指標 4: 短期 (2027 年まで)

評価される年より前にすでに期限が切れている排出削減ターゲットは考慮されません。ただし、企業が最も重要な排出量スコープについて評価される年までに排出ネットゼロを達成した場合には、以下の評価基準で評価されます。各期間における各指標は、3つのサブ指標から構成されます。

- 「.1」当該企業は、GHG 排出量削減ターゲットを設定している。
- 「.2」2つの評価基準に分類される:「.2.a」(当該企業は、このターゲットがスコープ 1 および 2 の合計排出量の 95%以上を対象とすることを明示している)と「.2.b」(評価対象の場合、当該企業のスコープ 3 の GHG 排出量削減ターゲットが少なくとも当該セクターにとって最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリを対象とし、スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法を開示している)。
- 「.3」当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位、ターゲットとする二酸化炭素排出原単位、または当該企業の GHG ターゲットから導き出した予想二酸化炭素排出原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°Cに抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋に整合している、もしくはそれを下回っている。この道筋は [IPCC 1.5° C 特別報告書の経路 P1](#) または [国際エネルギー機関\(IEA\)の 2050 年ネットゼロシナリオ](#)に相当する。

評価基準.2.a および.2.b はサブ指標.1 の結果に従属します。サブ指標.3 はサブ指標.1 および.2 には従属しません。開示情報フレームワークのバージョン 2.0 では、指標3:中期的 GHG 削減ターゲットは新しいベータ評価基準 3.4 を含みます(詳細は下記参照)。

詳細ガイダンス

.1 当該企業は、GHG 排出量削減ターゲットを設定している。

各企業につき、次のターゲット詳細が確認されます。

- 排出量のスコープ(スコープ 1、スコープ 2 またはスコープ 3)
- 基準年
- 目標削減率(%)
- 目標年
- ターゲットの単位(tCO₂e、kgCO₂e/\$、…)
- ターゲットが設定された年
- ターゲットが対象としている排出量の割合
- 原典
- 原文

GHG 削減コミットメントは、開示情報が最低でも目標年と(GHG 排出総量または GHG 排出原単位の)削減率を明確に特定している場合、ターゲットとして確認されます。企業が炭素排出量を現行水準(例:最新または直近のサステナビリティ報告書に明記された水準)に維持することを目標としていると表明した場合、これは 0%の削減ターゲットとして記録されます。

評価では GHG 削減ターゲットのみに重点を置きます。再生可能エネルギーターゲットやその他のサステナビリティターゲットは考慮されません。個別のメタンおよびフレアリングのターゲットは、当該ターゲットが対象としている排出量の比率が明確に開示されていないかぎり、考慮されません。

企業が複数のターゲットを開示している場合、それらはすべて確認されます。評価では、当該企業の排出量の中で最大の割合を占めているものを対象とするターゲットが優先されます(つまり、全排出量を対象としているターゲットは、一部の排出量を対象としているターゲットよりも、評価において優先されます)。全排出量(または同一の一部の排出量)を対象とするターゲットが複数ある場合、最後に設定されたターゲットが評価されます。

指標 2〜4 — 長期的、中期的、短期的排出量ターゲット

当該企業が長期的なスコープ 3 ターゲットを別途設定している場合、またはターゲットにスコープ 3 排出量を含めている場合、次の詳細が確認されます。

- スコープ 3 ターゲットがスコープ 1 または 2 のターゲットの一部か、あるいはそれらから独立したものか。
- ターゲットの対象となっているスコープ 3 のカテゴリ (GHG プロトコルの分類による)。評価では次のカテゴリに重点を置きます。購入した物品・サービス (カテゴリ 1: 上流)、燃料およびエネルギー関連活動 (カテゴリ 3: 上流)、販売した製品の加工 (カテゴリ 10: 下流)、販売した製品の使用 (カテゴリ 11: 下流)。ターゲットがスコープ 3 の全上流カテゴリまたは全下流カテゴリを対象としている場合、これについても確認されます。対象カテゴリが上記のカテゴリ以外のものである場合、スコープ 3 の排出カテゴリは「その他」として確認されます。
- 対象カテゴリにおいてターゲットの対象となっているスコープ 3 排出量の割合。
- スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法 (開示している場合)。ターゲット設定手法が提供されていない場合、対象カテゴリにおけるスコープ 3 排出量の評価に使用された排出量算出手法が確認されます (入手可能な場合)。

企業にネットゼロターゲットであるターゲットがある場合、これはこの指標および指標 1.1 で確認されます。

企業が 2035 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合 (サブ指標 3.1 で評価)、これは自動的にサブ指標 2.1 にも反映されることになります。同様に、企業が 2027 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合 (サブ指標 4.1 で評価)、これは自動的にサブ指標 3.1 および 2.1 に反映されることになります。

.2.a. このターゲットは、スコープ 1 とスコープ 2 の排出合計の 95%以上を対象としていると当該企業は明示している。

サブ指標 1 で得られた情報において、以下に該当するターゲットが確認できる場合、評価基準 2.a を満たすことになります。

- 当該企業のスコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を対象としている。
- 当該企業が、スコープ 1 または 2 のいずれかの排出量しか対象としていないが、これらが当該企業のスコープ 1 および 2 の合計排出量の 95%以上を占めることを開示している場合も本評価基準を満たすことができます。

企業がスコープ 1 および 2 の排出量の 95%以上を対象とするターゲットにより 2035 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合 (評価基準 3.2.a で評価)、これは自動的に評価基準 2.2.a に反映されることになります。同様に、企業が 2027 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合 (評価基準 4.2.a で評価)、これは自動的に評価基準 3.2.a および 2.2.a に反映されることになります。

.2.b. 当該企業のスコープ 3GHG 排出量削減ターゲットが少なくとも当該セクターにとって最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリを対象とし、スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法を開示している。(評価対象の場合)

該当するセクターにおいて、当該企業が以下の両方に該当するターゲットを特定している場合、評価基準 2.b を満たすことになります。

- 当該企業のセクターで最も重要なスコープ 3 の排出カテゴリを対象としている。
- スコープ 3 ターゲットの設定に使用した手法、または対象とするスコープ 3 カテゴリのスコープ 3 排出量の算出に使用した手法が提供されている。

企業が評価対象のスコープ 3 排出量を対象とするターゲットにより 2035 年までに排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合 (評価基準 3.2.b で評価)、これは自動的に評価基準 2.2.b に反映されることになります。同様に、企業が 2027 年までに評価対象のスコープ 3 排出量ネットゼロをターゲットとしていると評価された場合 (評価基準 4.2.b で評価)、これは自動的に評価基準 3.2.b および 2.2.b に反映されることになります。

スコープ 3 排出量が評価されない企業は全て、スコープ 3 ターゲット設定を設定しているか否かに関係なく、評価基準 2.b で「Not Assessed (評価対象外)」の評価を受けます。

2.3 — 長期的な 1.5°C 目標との整合性

サブ指標文

当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位、または短期的／中期的な二酸化炭素排出原単位ターゲット、または長期的 GHG 削減ターゲットから算出した二酸化炭素排出原単位の予想値が、2050 年に世界の気温上昇を低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C までに抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋と整合しているか、またはそれを下回っている。これは、[IPCC の 1.5°C 特別報告書の経路 P1](#) または [IEA の 2050 年ネットゼロシナリオ](#) に相当します。

詳細ガイダンス

サブ指標 2.3 は 2050 年における企業の二酸化炭素排出原単位の測定に Transition Pathway Initiative (TPI) の手法を使用します。このサブ指標の条件を満たすには 3 つの方法が考えられます。

1) 開示情報の最終年において(長期的な GHG ターゲットがなく)、当該企業の二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2050 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

2) 当該企業が短期・中期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2050 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

3) 当該企業が 2050 年までの長期的な GHG ターゲットを開示しており、かつ当該企業が当該時点でターゲットとしている二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2050 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

したがって、企業が長期的なターゲットを設定していない場合(そして、それによって 2.1、2.2.a、2.2.b のスコアが「No」になっている場合)でも、2050 年の予想原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための(その企業の当該セクターの)道筋(IPCC 1.5°C 特別報告書の経路 P1 または IEA の 2050 年ネットゼロシナリオに相当)に整合している、もしくはそれを下回っていれば、サブ指標 2.3 のスコアを「Yes」とすることができます。

製紙セクターに 1.5°C 目標と整合するシナリオが存在しない場合、当該セクターの企業は、入手可能な最善の 2°C 未満シナリオに照らして評価されます。信頼できる 1.5°C シナリオが入手可能になった段階で、企業評価を修正します。その他のセクターは全て、1.5°C シナリオに基づいて評価します。

今回のベンチマーク評価で考慮される 1.5°C シナリオは基本的に IEA の Net Zero by 2050 レポートをもとにしており、IPCC の P2 経路をおおむねたどるものです。この経路は適当な P1 シナリオがない場合に使用されます。¹ 現段階では、Transition Pathway Initiative のカーボン・パフォーマンス評価手法がないセクターに属する企業は「評価対象外(Not Assessed)」と評価されます。²

電力会社の場合は、長期的整合性を測る対象年は 2040 年です。

¹この評価で用いる IEA の 2050 年までのネットゼロ排出シナリオの排出経路は、2030 年までは IPCC 1.5C シナリオの P2 経路にほぼ沿い、その後排出量はより急速に減少し、2050 年にネットゼロに達する (IEA、2021)。このシナリオは、IPCC P1 経路よりも広範囲の削減技術を考慮しているが、どちらのシナリオも、ネガティブエミッションにあまり依存せず、オーバーシュートがないか低い、1.5C 経路である。この IEA シナリオは厳密には IPCC 特別報告書の経路 P1 に相当しないが、2050 年ネットゼロ排出に移行するために必要なエネルギーシステムや経済のこれまでにない変化を示す目的を果たすものである。したがって、世界の気温上昇を 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標に沿って企業の細かいベンチマーク評価を行う上で、現時点では IEA の 2050 年ネットゼロシナリオが、利用可能な中で最良かつ最適であると CA100+ は考えている。

²カーボンパフォーマンス評価手法がまだないセクターは以下の通り: 化学、消費財およびサービス、石油およびガス供給、その他工業、その他運輸。

3.3 — 中期的な 1.5°C 目標との整合性

サブ指標文

当該企業が最後に開示した二酸化炭素排出原単位、または短期的な二酸化炭素排出原単位ターゲット、または中期的 GHG 削減ターゲットから算出した二酸化炭素排出原単位の予想値が、2035 年に世界の気温上昇を低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C までに抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋と整合しているか、またはそれを下回っている。これは、[IPCC の 1.5°C 特別報告書の経路 P1](#) または [IEA の 2050 年ネットゼロシナリオ](#)に相当します。

詳細ガイダンス

サブ指標 3.3 は 2035 年における企業の二酸化炭素排出原単位の測定に Transition Pathway Initiative (TPI) の手法を使用します。このサブ指標の条件を満たすには 3 つの方法が考えられます。

1) 開示情報の最終年において(中期的な GHG ターゲットがなく)、当該企業の二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2035 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

2) 当該企業が短期的なターゲットとする二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2035 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

3) 当該企業が 2035 年までの GHG ターゲットを開示しており、かつ当該企業が当該時点でターゲットとしている二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2035 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

したがって、企業が中期的なターゲットを設定していない場合(そして、それによって 3.1、3.2.a、3.2.b のスコアが「No」になっている場合)でも、2035 年の予想原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための(その企業の当該セクターの)道筋(IPCC 1.5° C 特別報告書の経路 P1 または IEA の 2050 年ネットゼロシナリオに相当)に整合している、もしくはそれを下回っていれば、サブ指標 3.3 のスコアを「Yes」とすることができます。

製紙セクターに 1.5°C 目標と整合するシナリオが存在しない場合、当該セクターの企業は、入手可能な最善の 2°C 未満シナリオに照らして評価されます。信頼できる 1.5°C シナリオが入手可能になった段階で、企業評価を修正します。その他のセクターは全て、1.5°C シナリオに基づいて評価します。現段階では、Transition Pathway Initiative のカーボン・パフォーマンス評価手法がないセクターに属する企業は「評価対象外 (Not Assessed)」と評価されます。詳細は脚注 1 と 2 を参照。

今回のベンチマーク評価で考慮される 1.5°C シナリオは基本的に IEA の Net Zero by 2050 レポートをもとにしており、IPCC の P2 経路をおおむねたどるものです。この経路は適当な P1 シナリオがない場合に使用されます。

3.4 — GHG 原単位ターゲットの GHG 排出削減総量への変換[ベータ]

サブ指標文

当該企業は中期的 GHG 排出削減ターゲットをすでに排出総量ベースで設定している。または、中期的 GHG 排出原単位削減ターゲットを GHG 排出総量の削減予想値に変換している。

詳細ガイダンス

このサブ指標でスコアを得るには、企業は自らの中期的 GHG 排出削減ターゲットを総量ベースですでに示しているか、中期的 GHG 原単位ターゲットを、関連する GHG 排出総量の削減値に変換する必要があります。

このサブ指標は、企業のスコープ 1 および 2 排出量に対する中期的ターゲット(企業が評価基準 3.2.a の基準を満たしている場合)に適用されます。企業がさらにスコープ 3 排出量ターゲットについて評価されている場合(3.2.b)、このサブ指標は当該企業のスコープ 1 および 2、ならびにスコープ 3 のターゲットに適用されます。

中期的 GHG 削減ターゲット(3.2.a および 3.2.b)を総量で開示している企業はこのサブ指標では「Yes」と評価されます。該当する中期的ターゲットがない企業(スコアが評価基準 3.2.a で「No」および評価基準 3.2.b で「No」または「Not Assessed(評価対象外)」となっている企業)は「No」と表示されます。

4.3 — 短期的な 1.5°C 目標との整合性

サブ指標文

当該企業が前回開示した二酸化炭素排出原単位、または短期的 GHG 削減ターゲットから算出した二酸化炭素排出原単位の予想値が、2026 年に世界の気温上昇を低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C までに抑えるというパリ協定の目標達成に必要な当該セクターの道筋と整合しているか、またはそれを下回っている。これは、[IPCC の 1.5°C 特別報告書の経路 P1](#) または [IEA の 2050 年ネットゼロシナリオ](#) に相当します。

詳細ガイダンス

サブ指標 4.3 は 2026 年における企業の二酸化炭素排出原単位の測定に Transition Pathway Initiative (TPI) の手法を使用します。このサブ指標の条件を満たすには 2 つの方法が考えられます。

1) 開示情報の最終年において(短期的な GHG ターゲットがなく)、当該企業の二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2026 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

または

2) 当該企業が 2026 年までの GHG ターゲットを開示しており、かつ当該企業が当該時点でターゲットとしている二酸化炭素排出原単位が当該セクターの 2026 年のベンチマーク二酸化炭素排出原単位に整合している、もしくはそれを下回っている場合、このサブ指標の条件を満たしていることになります。

したがって、企業が短期的なターゲットを設定していない場合(そして、それによって 4.1、4.2.a、4.2.b のスコアが「No」になっている場合)でも、2026 年の予想原単位が、世界の気温上昇を、低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標を達成するための(その企業の当該セクターの)道筋(IPCC 1.5° C 特別報告書の経路 P1 または IEA の 2050 年ネットゼロシナリオに相当)に整合している、もしくはそれを下回っていれば、サブ指標 4.3 のスコアを「Yes」とすることができます。

製紙セクターに 1.5°C 目標と整合するシナリオが存在しない場合、当該セクターの企業は、入手可能な最善の 2°C 未満シナリオに照らして評価されます。信頼できる 1.5°C シナリオが入手可能になった段階で、企業評価を修正します。その他のセクターは全て、1.5°C シナリオに基づいて評価します。現段階では、Transition Pathway Initiative のカーボン・パフォーマンス評価手法がないセクターに属する企業は「評価対象外(Not Assessed)」と評価されます。詳細は脚注 1 と 2 を参照。

今回のベンチマーク評価で考慮される 1.5°C シナリオは基本的に IEA の Net Zero by 2050 レポートをもとにしており、IPCC の P2 経路をおおむねたどるものです。この経路は適当な P1 シナリオがない場合に使用されます。

指標5 — 脱炭素化戦略(ターゲットの達成)

5.1 — GHG 削減ターゲットを達成するための戦略

サブ指標文

当該企業は自社の長期的および中期的な GHG 削減ターゲットをどのように達成する計画かを説明する脱炭素化戦略を持っている。

- a. 当該企業は、対象期間中に自社の GHG 削減ターゲット達成のために取る一連のアクションを特定している。こうしたアクションでは、自社の GHG 排出(評価対象の場合はスコープ3排出も含む)の主要発生源について明確に言及している。
- b. 当該企業は、自社の中期的および長期的 GHG 削減ターゲット(該当する場合はスコープ 3 の GHG 削減ターゲットも含む)の達成に対する個々の脱炭素化手段(技術革新や製品構成の変更、サプライチェーン対策など)の貢献度を定量化している。
- c. 当該企業が自社の中期的および長期的 GHG 削減ターゲット達成のためにオフセット技術やネガティブエミッション技術の採用を選択した場合は、採用予定のオフセットの量、オフセットの種類、オフセット認証、ネガティブエミッション技術について開示している。
- d. 当該企業は、現在の経済状況下で技術的に実現可能な採用予定の排出削減措置について開示し、自社の中期的および長期的 GHG 削減ターゲット達成に対する排出削減措置の貢献度を定量化している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、対象期間中に自社の GHG 削減ターゲットの達成のために取る一連のアクションを特定している。こうしたアクションでは、自社の GHG 排出(評価対象の場合はスコープ 3 排出も含む)の主要発生源について明確に言及している。

評価基準 5.1.a はサブ指標 2.1 および 3.1 に従属します。サブ指標 2.1 または 3.1 を満たすターゲットを設定している企業については、これらのターゲットを達成するための具体的なアクションに関する開示情報がすべて評価対象となります。本評価基準で「Yes」と評価されるには、当該企業は次の 3 つの主要基準を満たす一連のアクションを開示する必要があります。

1. **当該企業の GHG 削減ターゲットに明確に関連する。**一連のアクションは、当該企業が設定した GHG 削減ターゲットの達成を目指すものとして明確に位置づけられる必要があります。これらのターゲットの達成に明確な関連性のない、広範な排出量削減の取り組みについての説明では不十分です。
2. **当該企業の主な GHG 発生源に明確に対処する。**一連のアクションは、最も重要な GHG 発生源に明確に関連していなければなりません。例えば、企業の排出量の大部分がスコープ 1 であるのに、記載されたアクションが主にスコープ 2 排出量に関連するものであるならば、不十分となります(例:「当社本社に 100%再生可能エネルギーを使用する」)。
3. **具体的な一連の対策を立てる。**戦略は当該企業が脱炭素化ターゲットを達成するために実施する一連のアクション(炭素集約型製品または資産の段階的廃止、低炭素技術の開発または活用、サプライチェーンの脱炭素化、オフセットの活用など)を明確に特定するものでなければなりません。「よりクリーンなエネルギーソリューションへの移行を加速する」、「事業活動を最新化する」、「グリーンソリューションを活用する」といった曖昧な説明だけで排出量削減をどのように達成するかについての説明がない場合、適格とはなりません。

脱炭素化戦略は、各ターゲット期間(中期・長期)に関して別々に確認されます。

本評価基準で「Yes」と評価されるには、長期と中期の両方のターゲットについて、上記の基準を満たす脱炭素化戦略が開示されていなければなりません。また、長期または中期のネットゼロターゲット(評価対象の場合、スコープ 3 排出量を含む)を設定しており、上記の基準を満たす当該脱炭素化戦略を開示している場合にも、企業は本評価基準で「Yes」と評価されます。当該企業が採用した最新の戦略についての推測を避けるため、当該企業は毎年、最新の情報開示において戦略を開示する必要があります。これらの基準は、当該

5.1 — GHG 削減ターゲットを達成するための戦略

企業が最新の情報開示で過去の情報開示について言及した場合にも満たすことができます。

b. 当該企業は、自社の中期的および長期的GHG削減ターゲット(評価対象の場合はスコープ3のGHG削減ターゲットも含む)の達成に対する個々の脱炭素化手段(技術革新や製品構成の変更、サプライチェーン対策など)の貢献度を定量化している。	評価基準 5.1.b は評価基準 5.1.a に従属します。評価基準 5.1.a が満たされている場合、本評価基準は脱炭素化(すなわち、ターゲットの達成)戦略の主要アクションが企業の開示情報で数値化されているかについて評価します。各アクションの貢献度は、当該アクションが GHG ターゲットの達成に寄与したおおよその割合として数値化される必要があります。
c. 当該企業が自社の中期的および長期的GHG削減ターゲット達成のためにオフセット技術やネガティブエミッション技術の採用を選択した場合は、採用予定のオフセットの量、オフセットの種類、オフセット認証、ネガティブエミッション技術について開示している。	評価基準 5.1.c は、評価基準 5.1.b を満たすことを条件としています。 GHG 削減ターゲットを達成するためにカーボン・オフセットおよびネガティブ・エミッション技術を用いる計画はないと表明している企業は、この評価基準では評価されず、「Not Applicable(該当なし)」と記載されます。 オフセットおよびネガティブ・エミッション技術の採用を選択している企業がこの評価基準を満たすには、以下の情報を公に開示する必要があります。 • オフセットおよびネガティブ・エミッション技術が GHG ターゲット全体に占めるおおよその割合(つまり、オフセットとネガティブ・エミッション技術が使用される量) • 使用予定のオフセットおよび採用予定のネガティブ・エミッション技術のタイプ • 使用予定のオフセットの認定方法についての明確な説明。この基準を満たすには、当該企業は以下を行う必要があります。 ○ オフセット認定メカニズムとオフセットの購入元として現在予定しているサプライヤーのリストの提示、または、 ○ 現在の現実的な期間以降および新規サプライヤー(例: Integrity Council for the Voluntary Carbon Market[ICVCM]メタ認定)がオンラインとなる際にも高品質のオフセットが利用されることを保証するオフセット品質ポリシーの提示。 ○ 当該企業がネガティブ・エミッション技術を使用する場合にはその量とタイプを開示する必要があります。 なお、当該企業が残留排出量に対してカーボン・オフセットを用いる予定がある場合も、当該企業の脱炭素化においてそれらの残留排出量が果たす役割の範囲を定量化／提示する必要があります。 残留排出量に対してのみオフセットを検討することを開示している企業も、評価基準 5.1.c でスコアを得るために、これらの基準を満たすことが期待されます。
d. 当該企業は、現在の経済状況下で技術的に実現可能な採用予定の排出削減措置について開示し、自社の中期的および長期的 GHG 削減ターゲット達成に対する排出削減措置の貢献度を定量化している。	評価基準 5.1.d は評価基準 5.1.b に従属します。 この評価基準を満たすには、当該企業は現在技術的に実現可能で経済的にも実行可能な対策の導入により満たすことができる GHG ターゲットのおおよその割合を公に開示する必要があります。この目的のため、当該企業は現在の状況下で実現可能な排出削減対策の割合と将来の技術または経済状況に依存する割合を明示する必要があります。 提供される情報により、当該企業がターゲット達成のために依存している、技術的に実現可能で経済的にも実行可能な排出削減対策のおおよその割合を計算する必要があります。

5.2 — 気候ソリューションへのコミットメント

サブ指標文

当該企業の脱炭素化戦略に、気候ソリューション（経済の脱炭素化を実現する技術や製品）の役割が明示されている。

- a. 当該企業は、気候ソリューションから既に生み出している収益または生産量を開示し、それが全体の売上高に占める割合を開示している。
- b. 当該企業は、全体的な売上高に占める気候ソリューションからの収益または生産量を増やすというターゲットを設定している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、気候ソリューションから既に生み出している収益または生産量を開示し、それが全体の売上高に占める割合を開示している。

この評価基準の目的は、企業による現在の気候ソリューションの導入状況の評価することです。

この評価基準を満たすには、当該企業は以下を行う必要があります。

- 企業が気候ソリューションから得られる収益（またはその生産量）を公に開示し、
- こうした気候ソリューションをどのように定義しているかを明示する（例えば、正式なタクソノミーまたは収益分類システムの参照して）。

このスコアを得るには、当該企業の総収益（または総生産量）に占める割合を計算できる方法で収益（または生産量）を開示する必要があります。これには総収益に占めるパーセンテージ、報告対象セグメントの収益、収益の絶対額、特定の製品カテゴリーにおける製品の割合（例：車両生産台数全体に占める電気自動車の割合）が含まれます。

なお、気候ソリューションの報告は、当該企業の広範な収益または生産量の報告と明確に関連付けられている必要があります。ソリューションは、個々の事業分野として（例：「風力」と「太陽光」を別々に）開示するか、あるいは、気候ソリューションのみを含むセグメント（例：「再生可能エネルギー」セグメント）の合計として開示することができます。合計収益・生産量のデータは次の場合、十分ではありません。a) 報告対象収益・生産量セグメントに含まれる製品またはサービスのタイプを明確に定めることが難しい場合。b) 気候ソリューションと非気候ソリューションが混在して含まれている場合。

対外的に公開されている気候ソリューションの分類（例：EU タクソノミーや FTSE Russell のグリーン収益分類システム）に明確に適合する収益の開示は、明示的に気候ソリューションに分類されていない場合でも認められます。その他の場合では、企業は収益や製品に関連する気候ソリューションを明確かつ詳細に定義する必要があります。企業は他の正式なタクソノミーもしくは収益分類システムを参照してこれを実行することができますが、気候ソリューションの定義が情報開示で明確に説明され、下記の原則と合致している場合には、当該フレームワークからの逸脱も可能です。

企業は、定義（内部または外部）が不明確な場合や、気候変動対策上のメリットが限定的な製品やサービスが含まれていると思われる場合は、この評価基準を満たすことができません。この例を以下に挙げます。

- **ライフサイクル排出量における削減量が限定的である、または定義されていない製品やサービス。**例えば、「グリーン・セメント」や「低炭素燃料」は、その性質を明確に説明し、重要な気候変動対策上のメリットに明確に関連付けられる形で定義されている場合（例：化石燃料の含有量が多い混合燃料を回避している）を除き、スコアを得ることはできません。同様に、天然ガスや「グレー水素」からの収益または「ハイブリッド車」（プラグイン・ハイブリッドと明示的に定義され、「マイルド・ハイブリッド」技術を明確に除外している場合を除く）に関連する収益の開示により当該企業がこの評価基準でスコアを得ることはできません。
- **主に経済の脱炭素化のために用いられるのではなく、広範なサプライチェーンに対する材料となる製品やサービス。**例えば、銅

5.2 — 気候ソリューションへのコミットメント

やアルミニウムなどのバルク材は、多くの低炭素技術に対する極めて重要な材料である一方、消費量全体に占める割合は限定的であるため、気候ソリューションに指定されるべきではありません。ただし、このような製品が大幅に少ない環境フットプリントで(例:リサイクルにより)生産されている場合や、当該企業が認められている気候ソリューションの生産や使用におけるそのバルク製品の使用を定量化している場合には、認められることがあります。

- オフセットとともにマーケティングされている従来製品やサービス(排出量の削減ではなく相殺となっている場合)

なお、EU タクソノミーに適合した(EU Taxonomy-aligned)売上高の開示は、この評価基準に対して有効です。EU タクソノミーに対して適格となる(EU Taxonomy-eligible)売上高の開示には、気候ソリューションに対する投資を特定できるほどの具体性がなく、この評価基準に対してスコアを得ることはできません。

企業が気候ソリューションから収益を生み出す、または引き出す意図はないと情報開示において表明している場合、この評価基準は「Not Applicable(該当なし)」と評価されます。

- b.** 当該企業は、全体的な売上高に占める気候ソリューションからの収益または生産量を増やすというターゲットを設定している。

この評価基準は、気候ソリューションからの収益または生産量のターゲットを、当該企業が意図している当該ターゲットの明確な達成スケジュール(例:2028年または2030年)とともに公に開示することにより満たすことができます。

なお、ターゲットは明確に定量化し、期限を定める必要があり、収益の面から(例:「電気自動車の売上を2028年までに自動車売上全体の20%に引き上げる」)、生産量の面から(例:「2030年には再生可能エネルギーを発電量の50%とする」)、またはアウトプットの面から(例:「2028年までに生産される自動車の5台に1台を電気自動車とする」)示すことができます。

気候ソリューションおよび資本支出の定義について5.2.aで説明しているものと同じ要件が適用されます。

企業が気候ソリューション分野の生産や収益を追求する意図はないと情報開示において表明している場合、この評価基準は「Not Applicable(該当なし)」と評価されます。

指標 6 — 資本配分

6.1 — 資本支出の配分

サブ指標文

当該企業は、将来の資本支出の脱炭素化に取り組んでいる。

- a. 当該企業は、排出削減対策を講じない新しい炭素集約型資産／製品に対する資本支出を段階的に廃止した、または指定した年までに段階的に廃止するよう計画していることを明示している。
- b. 当該企業は、排出削減対策を講じない炭素集約型資産／製品に向けられている資本支出の金額を開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、排出削減対策を講じない新しい炭素集約型資産／製品に対する資本支出を段階的に廃止した、または指定した年までに段階的に廃止するよう計画していることを明示している。

この評価基準を満たすには、当該企業が開示情報として、新しい排出削減対策を講じない炭素集約型資産／製品への資本支出を段階的に廃止したこと、または特定の年度までの段階的廃止にコミットしていることを表明する必要があります。ここでの「排出削減対策を講じない炭素集約型資産」とは、生産量比で二酸化炭素排出量が多く、炭素除去技術を用いていない資産や製品を指します。当該企業は自社の特定のケースにおいて炭素集約型資産／製品をどのように定義しているかを明確に説明する必要があります。

なお、排出削減対策を講じない炭素集約型資産／製品に対する段階的廃止を表明しただけでは、この評価基準でスコアを得るのに十分ではありません。当該企業のコミットメントを自社の資本支出すべてに適用する必要があります。

また、資本支出の意思決定と計画を企業の長期的 GHG 削減ターゲットまたは 1.5°C 経路と「整合させる」というコミットメントは、この評価基準を満たすには不十分なので注意してください。

さらに、グリーンまたは低炭素への資本支出計画やプロジェクト(大規模な計画やプロジェクトを含む)の一覧や詳述だけでは、たとえ当該企業の資本支出の多くまたは全部が既に低炭素化への移行と整合していると合理的に推測できる場合であっても、この評価基準を満たすには不十分です。

- b. 当該企業は、排出削減対策を講じない炭素集約型資産／製品に向けられている資本支出の金額を開示している。

この評価基準を満たすには、当該企業は炭素集約型資産／製品に使われる資本支出額を公に開示する必要があります。ここでの「排出削減対策を講じない炭素集約型資産」とは、生産量比で二酸化炭素排出量が多く、炭素除去技術を用いていない資産や製品を指します。当該企業は自社の特定のケースにおいて炭素集約型資産／製品をどのように定義しているかを明確に説明する必要があります。

当該企業によるこの情報の開示は、排出削減対策を講じない炭素集約型資産／製品に配分された資本支出の絶対額を計算できる方法で行う必要があります。これには、絶対的な金額(ドル額)、または資本支出全体に占める割合(パーセンテージ)の開示が含まれますが、後者の場合は資本支出全体の絶対的な金額も開示されている必要があります。

企業が公開情報において排出削減対策を講じない炭素集約型資産／製品には資本支出を配分していないと表明している場合、この評価基準は「Yes」と評価されます。

企業が EU タクソノミーに照らして開示を行っている場合、適格な活動への資本支出の一部である整合していない資本支出を切り離す必要があります。

6.2 — 気候ソリューションへの配分

サブ指標文

当該企業は、気候ソリューション（経済の脱炭素化を実現する技術や製品）にどのように投資する予定かを説明している。

- a. 当該企業は、直近の報告年に気候ソリューションに割り当てた資本支出の金額を開示している。
- b. 当該企業は、気候ソリューションに今後割り当てる予定の資本支出の金額を開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、直近の報告年に気候ソリューションに割り当てた資本支出の金額を開示している。

この評価基準を満たすには、当該企業は以下を行う必要があります。

- 気候ソリューションの生産または開発に向けた資本支出を公に開示し、
- 例えば、正式なタクソミーまたは分類システムを参照して、こうした気候ソリューションをどのように定義しているかを明示する。

このスコアを得るには、情報開示によって前事業年度の気候ソリューションの生産または開発に対する絶対的な資本支出額を計算できるようにする必要があります。これには絶対的な金額で開示された資本支出全体に占める割合（パーセンテージ）、絶対的な金額、特定の製品カテゴリーにおける気候重視の資本支出（絶対的な金額で開示されたもの）の割合（例：電気自動車の車両投資全体に占める割合）が含まれます。

なお、気候ソリューションの報告は、当該企業の広範な資本支出の報告と明確に関連付けられている必要があります。ソリューションは、個々の事業分野として（例：「風力」と「太陽光」を別々にして）開示するか、あるいは、気候ソリューションへの投資のみを含むセグメント（例：「再生可能エネルギー」セグメント）の合計として開示することができます。合計資本支出のデータは次の場合、十分とはなりません。a) 報告対象の資本支出に含まれる製品またはサービスのタイプを明確に証明することが難しい場合。b) 気候ソリューションと非気候ソリューションが混在して含まれている場合。

5.2 の収益の場合と同様に、企業は資本支出に関連する気候ソリューションを明確かつ詳細に定義する必要があります。企業は他の正式なタクソミーもしくは収益分類システムを参照してこれを実行することができますが、気候ソリューションの定義が開示情報で明確に説明されている場合には、当該フレームワークからの逸脱も可能です。

企業は、定義が不明確な場合や、気候変動対策上のメリットが限定的な製品やサービスが含まれていると思われる場合は、この評価基準を満たすことができません（5.2 で概説しているアプローチに従っています）。

なお、EU タクソミーに整合する（EU Taxonomy-aligned）資本支出の開示は、この評価基準に対して有効です。EU タクソミーに対して適格となる（EU Taxonomy-eligible）資本支出の開示には、気候ソリューションに対する投資を特定できるほどの具体性がなく、この評価基準に対してカウントされません。

企業が開示情報において、資本を気候ソリューションに配分する意図はないと表明している場合、この評価基準は「Not Applicable（該当なし）」と評価されます。

- b. 当該企業は、気候ソリューションに今後割り当てる予定の資本支出の金額を開示している。

この評価基準は、明確な期間内に（例：「2024 年－2027 年の間に」または「2030 年までに」）気候ソリューションへの配分を意図している資本支出を公に開示することによって満たすことができます。なお、ターゲットは明確に定量化し、期限を定める必要がありますが、絶対的な金額として（例：「2030 年までに 30 億ドル」）または資本支出全体に占める割合として（例：「当社の総投資額 10 億ドルの 50%」）示すことができます。後者の場合は資本支出全体の絶対的な金額が開示されている必要があります。

6.2.a で気候ソリューションの定義および資本支出について説明されている条件と同じ条件が適用されます。

企業が開示情報において、資本支出の焦点を気候ソリューションに合わせる意図はないと表明している場合、この指標は「Not Applicable（該当なし）」と評価されます。

指標 7 — 気候政策エンゲージメント

7.1 — パリ協定に整合する立場でのロビー活動

サブ指標文	当該企業は、パリ協定の目標に従って自社の政策エンゲージメント活動を行うことにコミットしている。 a. 当該企業は、自社のすべてのロビー活動をパリ協定の目標に沿って行うという具体的なコミットメントや立場を公表している。 b. 当該企業は、所属する業界団体内でパリ協定に沿ったロビー活動を提唱することに、コミットしている。 c. 当該企業が公表した、すべてのロビー活動をパリ協定の目標に沿って行うというコミットメントや立場には、世界の気温上昇を産業革命前のレベルから 1.5°C までに抑えるという目標が明示されている。
-------	---

詳細ガイダンス

a. 当該企業は、自社のすべてのロビー活動をパリ協定の目標に沿って行うという具体的なコミットメントや立場を公表している。	本評価基準を満たすには、当該企業はすべての直接的なロビー活動や政策提言活動をパリ協定の目標に整合させて行うと明確に表明する必要があります。このコミットメントでは、業界団体のロビー活動ではなく、直接的なロビー活動について言及するとともに、当該企業の気候方針などではなく、具体的にパリ協定に言及する必要があります。
	直接的なロビー活動の整合性に関する曖昧な文言や補足説明を含む表明（例：「可能な場合」や「直接的なロビー活動の立場をパリ協定に整合させることを目指している」）は、本評価基準を満たすには不十分です。
b. 当該企業は、所属する業界団体内でパリ協定に沿ったロビー活動を提唱することに、コミットしている。	この評価基準を満たすには、当該企業は公の情報開示において、所属する業界団体内でパリ協定の目標に整合した提唱活動を行うと、分かりやすく明確なステートメントを出す必要があります。このコミットメントでは、業界団体内部における企業のロビー活動に直接言及し、業界団体が公表している政策上の立場や企業の気候方針などではなく、具体的にパリ協定に言及する必要があります。
	間接的なロビー活動の整合性に関する曖昧な文言や補足説明を含む表明（例：「可能な場合」や「業界団体のロビー活動の立場をパリ協定に整合させることを目指している」）は、本評価基準を満たすには不十分です。業界団体の気候変動に対する立場とパリ協定の目標との整合性に関するレビューを行うことは、本評価基準の対象範囲外です（サブ指標 7.2 を参照）。
c. 当該企業が公表した、すべてのロビー活動をパリ協定の目標に沿って行うというコミットメントや立場には、世界の気温上昇を産業革命前のレベルから 1.5°C までに抑えるという目標が明示されている。	この評価基準では、企業の直接的なロビー活動と提唱活動がパリ協定の目標に沿うことを保証するとともに、世界の気温上昇を産業革命前のレベルから 1.5°C までに抑えるという目標に沿って提唱活動を行うことを示した、明確なステートメントが必要です。 パリ協定の 1.5°C 目標を支持するという表明、またはパリ協定と全く同じ文言を含めている表明は、本評価基準を満たすには不十分です。表明は当該企業の直接的なロビー活動および提唱活動に明確に関連付けられている必要があります。

7.2 — 業界団体ロビー活動の整合性

サブ指標文

当該企業は、自社および所属する業界団体の気候政策エンゲージメントに対する立場／活動をレビューしている。

- a. 当該企業は、自社の気候政策に対する立場とパリ協定との整合性に関するレビューを公開し、自社の気候政策エンゲージメント活動を通じてこうした立場をどのように提唱してきたかを開示している。
- b. 当該企業は、所属する業界団体の気候変動に対する立場とパリ協定との整合性に関するレビューを公開し、その結果どのようなアクションを取ったかを開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、自社の気候政策に対する立場とパリ協定との整合性に関するレビューを公開し、自社の気候政策エンゲージメント活動を通じてこうした立場をどのように提唱してきたかを開示している。

この評価基準では、自社の気候政策上の立場がパリ協定の目標と整合することを企業がどのように確実にしているかと、企業がこうした具体的な気候政策を支持するために直近の報告年に実施した気候関連のロビー活動について開示しているかどうかを評価します。この評価基準を満たすには、当該企業は以下を行う必要があります。

- 自社の気候政策上の立場がパリ協定の目標に沿っていることをレビューしたと明確に表明し、
- こうした具体的な気候政策を支持するために直近の報告年に実施した気候関連のロビー活動を開示する。これには政策立案者または規制当局との会合の開催、政策関連の提出または政治献金の実施などの活動が含まれます。

これらの活動は、当該企業の気候政策上の立場と明確に関連付けられている必要があります。また、情報開示では気候関連と明示され（広範な一連の問題に対するロビー活動の一覧では不十分）、エンゲージメント対象のステークホルダーおよびエンゲージメントの焦点に関する具体的な詳細情報を含める必要があります。ケース・スタディの事例の抜粋は認められません。当該企業が直接実施したロビー活動のみ認められます。

- b. 当該企業は、所属する業界団体の気候変動に対する立場とパリ協定との整合性に関するレビューを公開し、その結果どのようなアクションを取ったかを開示している。

本評価基準を満たすには、企業は業界団体の気候変動に対する立場とパリ協定の目標との整合性に関するレビューを公表し、そのレビューの結果、当該企業がどのようなアクションを取ったかを開示する必要があります。レビューでは、企業がパリ協定との整合性についてレビューを行ったことを表明または明示する必要があります。自社の気候方針との整合性のレビューは通常十分ではありません。

このレビューや評価は、明確な成果や結果と共に公表しなければならず、曖昧な一般化された結果はスコアの獲得には不十分です。レビューや評価は第三者が行うことも可能です。当該企業は、業界団体の代わりに別の用語を使うこともできます（「事業団体」、「ビジネス協会」、「産業組合」、「経済団体」、「産業団体」、「通商産業団体」など）。

業界団体の一覧に開示が抜粋である旨の記載（例：「当社の最も重要な業界団体は…」、「当社の業界団体には…が含まれます」）がある場合は不十分となります。ただし、当該企業が気候関連問題の立場を取っているすべての団体を含めたと表明している場合には、本評価基準の目的に対する網羅的な開示とみなされる可能性があります。なお、CDP 気候変動質問書の問い C12.3b に対する開示は、業界団体の一覧の開示の代わりとしては通常不十分となります。

アクションについては、当該企業は、所属する業界団体のパリ協定との整合性に関するレビューの結果を受け、何らかのアクションを行った場合には、それがどのようなものであったかを示す必要があります。この中に含まれるものとして、整合していないことが判明した業界団体に対するエンゲージメントへのコミットメント、またはそうした整合性のない業界団体からの脱退などが考えられます。

指標 8 — 気候ガバナンス

8.1 — 取締役会による監督

サブ指標文

当該企業の取締役会は気候変動について明確に監督を行っている。

- a. 当該企業は、気候変動リスクの管理に対して、取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠を開示している。
- b. 当該企業は、気候変動に対して責任を負う、取締役会レベルの役職を指名している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、気候変動リスクの管理に対して、取締役会または取締役会委員会が監督を行っている証拠を開示している。

本評価基準の目的上、「取締役会による監督」は以下のとおり複数考えられます。

1. 気候変動に対する責任が取締役会または特定の実務取締役委員会にあることを当該企業が表明する。
2. 「サステナビリティの成果」だけでなく気候変動に対して明確な責任を負うサステナビリティ部門の長などの役員が存在し、かつ当該役員が気候変動について取締役会または取締役会レベルの委員会に直接報告を行っている証拠がある。
3. CEO が気候変動に対して責任を負い、かつ直近の報告年度において CEO が特に気候変動問題に関して取締役会または取締役会レベルの委員会に報告を行っている証拠がある。
4. 「サステナビリティの成果」だけでなく気候変動に対して責任を負う委員会（取締役会レベルの委員会でもよい）が存在し、かつ当該委員会が取締役会または取締役会レベルの委員会に直接報告を行っている。

「サステナビリティ」または「環境」のように、より広範囲な取締役会の責任の言及では不十分です。「気候変動」と明確に言及する必要があります。

- b. 当該企業は、気候変動に対して責任を負う、取締役会レベルの役職を指名している。

本評価基準の目的上、「役職」として適格となるシナリオやモデルは複数あります。

1. 気候変動に対して明確な責任を負う取締役会の役職（例：取締役）が存在する。
2. （役職ではなく）気候変動に対して責任を負う者として指名された構成員が取締役会に存在する。
3. CEO が気候変動に対して責任を負い、かつ CEO が取締役会の一員となっている。
4. 取締役会が 2 層構造になっており、指名された取締役会の構成員または役職が気候変動に対して明確な責任を負い、かつ気候変動について監督役に報告を行っている。

気候変動に対して責任を負う委員会が存在することで、本評価基準の要件を満たすことはできません。そうした委員会の委員長は、個人的に責任を負うと明確に特定されている場合を除き、本評価基準の要件を満たしません。取締役会レベルで「サステナビリティ」や「環境」に対して責任を負う役職または個人では要件は満たしません。

CEO が監督役の一員となる可能性が低いドイツ、ポーランドおよびノルウェーの企業の場合のみ、CEO が気候変動に対して個人的に責任を負い、執行委員会の一員となっている企業が、本評価基準を満たすと評価されません。

8.2 — 報酬体系

サブ指標文

当該企業の役員報酬体系に気候変動に関する成果の要素が組み込まれている。

- a. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上(あるいはその両方)の報酬についての取り決め、業績連動報酬を決定する KPI として、気候変動の成果(「ESG」や「サステナビリティの成果」との言及だけでは不十分)が明確に組み込まれている。
- b. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上(あるいはその両方)の報酬についての取り決め、業績連動報酬を決定する KPI として、当該企業の GHG 削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上(あるいはその両方)の報酬についての取り決め、業績連動報酬を決定する KPI として、気候変動の成果(「ESG」や「サステナビリティの成果」との言及だけでは不十分)が明確に組み込まれている。

企業は、CEO または他の上級役員 1 名以上(あるいはその両方)の報酬についての取り決めが、自社の気候変動関連 KPI に対する成果によって決定される場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。

この KPI は具体的かつ測定可能で、当該企業の気候変動に関する成果(GHG 排出量削減ターゲットの達成など)に特に重点を置いていなければなりません。より広範な「ESG」や「サステナビリティ」のターゲットまたは目標、エネルギー効率ターゲット、CDP スコアなどを測る KPI は、本評価基準の要件を満たしません。

金銭的報酬による直接的なインセンティブがない CEO または執行委員会の目標は要件を満たしません。また、経営委員会よりも低いレベルの役職でインセンティブがあるもの(経営委員会のメンバーではないサステナビリティ部門の長など)も要件を満たしません。

- b. 当該企業の CEO または他の上級役員 1 名以上(あるいはその両方)の報酬についての取り決め、業績連動報酬を決定する KPI として、当該企業の GHG 削減ターゲット達成に向けた進捗状況が組み込まれている。

本評価基準の要件を満たすには、当該企業は評価基準 8.2.a およびサブ指標 2.1、3.1、4.1 のいずれかで「Yes」と評価される必要があります。

また、CEO または他の上級役員 1 名以上(あるいはその両方)の報酬についての取り決めが、当該企業が開示している全社的な排出量ターゲットに照らした成果によって決定されていなければなりません。これはサブ指標 2.1、3.1 または 4.1 の一部として確認されるターゲットのいずれかになります。

評価基準 8.2.a と同様に、金銭的報酬によるインセンティブがない CEO または経営委員会の目標は要件を満たしません。また、執行委員会よりも低いレベルの役職でインセンティブがあるもの(執行委員会のメンバーではないサステナビリティ部門の長など)も要件を満たしません。

8.3 — 取締役会の気候関連能力・技量

サブ指標文

取締役会は、気候関連のリスクと機会を評価し、管理するための十分な能力・技量を有している。

- a. 当該企業は、気候関連のリスクと機会の管理に関する取締役会の技量を評価し、評価結果を開示している。
- b. 当該企業は、気候関連のリスクと機会の管理に関する取締役会の技量を評価する際に用いる評価基準またはそれらの技量を向上させるために実施している施策についての詳細を開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、気候関連のリスクと機会の管理に関する取締役会の技量を評価し、評価結果を開示している。

本評価基準を満たすには、当該企業が特に気候変動リスク管理について自社の取締役会の技量がどの程度であるかを評価したことを明確に開示し、かつその評価結果を開示する必要があります。

この中には、気候変動に関する見識および専門知識を考慮に入れた、取締役会のスキル評価の開示が含まれます。スキルマトリックスの中に気候変動を含め、結果やマッピングが開示される場合、本評価基準の要件を満たすことになります。どの取締役が、または取締役会のどのぐらいの割合が気候リスクに関する技量を提供しているかを示す必要があります。

取締役会の能力評価において「サステナビリティ」や「環境」や「ESG」のみに対応している場合、企業は本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。また、取締役会に気候の専門家がいますが、取締役会の気候に関する技量についての評価を実施したことの代用にはなりません。

- b. 当該企業は、気候関連のリスクと機会の管理に関する取締役会の技量を評価する際に用いる評価基準またはそれらの技量を向上させるために実施している施策についての詳細を開示している。

評価基準 8.3.b 満たすには、評価基準 8.3.a を満たしていることが条件となります。さらに、当該企業は、取締役会の気候関連の技量の評価に用いられた具体的な基準の詳細を開示する必要があります。

また、当該企業は取締役会の気候に関する技量を向上するために実施している施策を明確に開示する必要があります。この中には、気候問題に関する取締役会への社外または社内研修や、「気候専門家」を取締役に任命することが含まれます。

取締役会の「サステナビリティ」や「環境」や「ESG」の技量を向上するための施策は本評価基準の要件を満たしません。

指標 9 — 公正な移行

9.1 – 公正な移行の原則に対するコミットメント

サブ指標文

当該企業は、公正な移行の原則にコミットしている。

- 当該企業は、脱炭素化の取り組みの社会的影響を認識し、定義された公正な移行の原則に沿って脱炭素化することにコミットしている。
- 当該企業は、脱炭素化の取り組みの影響を受ける労働者の雇用維持、再訓練、配置転換、および／または補償にコミットしている。
- 当該企業は、脱炭素化の取り組みに関連する新たなプロジェクトの開発にあたり、影響を受けるコミュニティと協議し、同意を求めている。

詳細ガイダンス

- 当該企業は、脱炭素化の取り組みの社会的影響を認識し、定義された公正な移行の原則に沿って脱炭素化することにコミットしている。

この評価基準では、当該企業が公正な移行（「公平な移行」、「適正な移行」、「公正な移行」またはそれらに相当するもの）の原則に従って（つまり、ネットゼロへの移行によって影響を受ける可能性のある労働者、コミュニティ、その他の主要なステークホルダーの権利とニーズを尊重する方法で）事業を脱炭素化することにコミットしているかどうかを評価します。

この評価基準で「Yes」の評価を得るには、当該企業は以下を行う必要があります。

- 公正な移行の原則に沿った脱炭素化に対する自社のコミットメントを表明し、
- 自社がコミットしている公正な移行の原則を明確に定義する。企業は正式なタクソミーを参照してこれを実行することができますが、公正な移行の包括的な定義が開示情報で明確に説明されている場合には、そのようなフレームワークからの逸脱も可能です。

公正な移行または外部のフレームワークを認識または支持しているだけでは、この評価基準で「Yes」を得るには不十分です。公正な移行に対する当該企業の理解では、1 つの側面（労働者への影響など）のみに焦点を当てるのではなく、事業に関連する様々なステークホルダーや問題を扱った全体的アプローチを示す必要があります。

- 当該企業は、脱炭素化の取り組みの影響を受ける労働者の雇用維持、再訓練、配置転換、および／または補償にコミットしている。

この評価基準では、高炭素活動からの移行によって悪影響を受ける労働者を企業が積極的に支援しているかどうかを評価します。この評価基準で「Yes」の評価を得るには、具体的な形の支援（雇用維持、研修、新たなまたはより高度なスキルの習得、配置転換、補償、退職手当、求人情報へのアクセスなど）に明示的にコミットするか、同様のコミットメントを有する外部フレームワーク（Council for Inclusive Capitalism による公正なエネルギー移行のフレームワークなど）にコミットする必要があります。コミットメントは全社規模とし、脱炭素化に明示的に関連付け、社内の現在の従業員に適用する必要があります。

企業は脱炭素化による労働者への影響を単に認めただけでは、この評価基準で「Yes」を得ることはできません。この評価基準を満たすには、特定の資産に関する事例、労働組合との対話、将来のための雇用創出または広範なコミュニティのための雇用創出に言及するだけでは不十分です。

- 当該企業は、脱炭素化の取り組みに関連する新たなプロジェクトの開発にあたり、影響を受けるコミュニティと協議し、同意を求めている。

この評価基準では、企業が脱炭素化活動の影響を受けるコミュニティに対してエンゲージメントを行い、同意を求めることに全社規模でコミットしているかどうかを評価します。

この評価基準で「Yes」の評価を得るには、当該企業は以下を行う必要があります。

- 影響を受けるコミュニティと対話、協議、または協力することについて明示的にコミットし、
- この協議プロセスの一環として同意を求めること。

(1) で「Yes」の評価を得るには、当該企業が協議した相手、対処した問題、達成した結果など、このコミットメントをどのように実施したかについて詳細な情報を提供する必要があります。

企業がコミュニティに対する脱炭素化の影響を認めただけ、もしくは自社の脱炭素化計画をコミュニティに通知しただけの場合、または自社のステークホルダーの中で影響を受けるコミュニティを特定していない場合、この評価基準で「Yes」を得ることはできません。

9.2 – 公正な移行の計画とモニタリング

サブ指標文

当該企業は、公正な移行に向けてどのように計画し、進捗状況をモニタリングしているかを開示している。

- a. 当該企業は、脱炭素化の取り組みによって悪影響を受ける労働者とコミュニティをどう支援するかについて、公正な移行計画を策定している。
- b. 当該企業の公正な移行計画は、脱炭素化の取り組みによって影響を受ける労働者、コミュニティ、その他の主要なステークホルダーと協議して策定されたものである。
- c. 当該企業は、公正な移行計画の目標に向けた進捗状況の追跡に用いる定量化された KPI を開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、脱炭素化の取り組みによって悪影響を受ける労働者とコミュニティをどう支援するかについて、公正な移行計画を策定している。
 この評価基準では、当該企業がサブ指標 9.1 で評価されたコミットメントを実施するための具体的な計画を策定したかどうかを評価します。
 この評価基準で「Yes」の評価を得るには、当該企業は公正な移行計画の中で以下を明確に行う必要があります。
 1. 公正な移行へのコミットメントを達成すべく実施する一連の活動を定め、
 2. 最低でも、この一連の活動を労働者、組合、従業員およびコミュニティに関連付ける。
 計画は全社規模であり、当該企業の脱炭素化の取り組みと明確に関連付けられている必要があります。
 当該企業が過去にケース・スタディを行っている場合、または資産レベルの計画を策定している場合、この計画を他の関連資産すべてに対しても実施すると明確に言及していれば、「Yes」を得ることができます。
- b. 当該企業の公正な移行計画は、脱炭素化の取り組みによって影響を受ける労働者、コミュニティ、その他の主要なステークホルダーと協議して策定されたものである。
 この評価基準では、企業が公正な移行計画の策定において、影響を受けるステークホルダー（労働者、組合、従業員、コミュニティなど）に対してエンゲージメントを行い、ステークホルダーからのフィードバックを取り入れているかどうかを評価します。この評価基準で「Yes」の評価を得るには、当該企業は以下を行う必要があります。
 1. どのステークホルダーと協議を行ったか（例：関係する組合の代表者またはその他の従業員の代表者、コミュニティの一般構成員）および、
 2. その協議プロセスがどのように実施されたか（例：対面の会合 1 回、継続的な協議）を表明する。
 この評価基準は、当該企業が評価基準 9.2.a で「Yes」の評価を得た場合のみ評価されます。
- c. 当該企業は、公正な移行計画の目標に向けた進捗状況の追跡に用いる定量化された KPI を開示している
 この評価基準では、当該企業が公正な移行計画の目標達成に向けた進捗状況を追跡すべく、主要業績評価指標 (KPI) を策定しているかどうかを評価します。この評価基準で「Yes」の評価を得るには、当該企業は自社の公正な移行計画に明確に関連する測定可能な定量的 KPI を設けている必要があります。
 雇用喪失、雇用創出または賃金指標に関するデータ・ポイントの開示では、この評価基準で「Yes」は得られません。KPI は継続的な業績の測定結果として毎年明記する必要があります。

この評価基準は、当該企業が評価基準 9.2.a で「Yes」の評価を得た場合のみ評価されます。

指標 10 — 気候関連開示

10.1 — TCFD・ISSB 提言の支持

サブ指標文

当該企業は、気候変動関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) または国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 提言の実施に公にコミットしている。

- a. 当該企業は、自社の開示を TCFD 提言または ISSB 基準と整合させることに明確にコミットしている。
- b. 当該企業は、自社の年次報告書において TCFD あるいは ISSB と整合する開示を明確に印をつけて示しているか、TCFD または ISSB 報告書でそうした開示内容を公表している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、自社の開示を TCFD 提言または ISSB 基準と整合させることに明確にコミットしている。

本評価基準の要件を満たすには、企業は次のいずれかに該当する必要があります。

- 自社の公開情報において、自社の開示を TCFD 提言または ISSB 基準と整合させることに明確にコミットしている。
- 自社の開示を TCFD 提言または ISSB 基準に整合させていることを明確かつ明快に示している。

コミットメントが曖昧な場合には、当該企業は本評価基準の要件を満たしません。例えば、TCFD 提言や ISSB 基準を「認識している」や「認めている」は、正式なコミットメントを行っていることと同じではないため、評価基準を満たすには不十分です。

なお、今回のベンチマークの評価では、TCFD は解散しているため、企業が以前に TCFD ウェブサイトにサポーターとしてリストされており、開示内容を依然として TCFD 提言と明確に一致させている場合、この指標の基準を満たすことになることに注意してください。

- b. 当該企業は、TCFD あるいは ISSB と整合する開示を自社の年次報告書に明確に印をつけて示しているか、TCFD または ISSB 報告書でそうした開示内容を公表している。

本評価基準の目的は、当該企業が TCFD 提言または ISSB 基準に対して報告を行っているか把握することです。本評価基準の要件を満たすには、企業は次のいずれかに該当する必要があります。

- TCFD と整合する開示情報を自社の年次報告 (年次報告書、サステナビリティ関連報告書、当該企業のウェブサイトなど) に TCFD 開示あるいは ISSB 開示とわかるように明確に含めるか、目印をつけて記載している。
- TCFD 報告書または ISSB 報告書で TCFD または ISSB と整合する開示情報を公表している。

本評価基準は、当該企業が自社の開示情報において (既存の開示情報を通じて明確に目印をつけて示すことによって、または独立した報告書でそれらを要約することによって) 投資家を明確に TCFD または ISSB 開示情報に誘導しているかを評価します。当該企業がすべての TCFD または ISSB 要件に対して開示を行っているかについての評価や、提供されている開示情報の内容や質の評価を行うものではありません。

企業が、TCFD または ISSB 要件に従って開示したと表明しているものの、その開示情報がどこで確認できるかを示していない場合には、本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。さらに、開示情報は当該企業のウェブサイト提供されていなければなりません (CDP などの第三者のウェブサイトを示すことでは本評価基準の趣旨を充足していることにはなりません)。また、将来 TCFD 提言や ISSB 基準に則って報告を行うというコミットメントでは不十分です。

10.2 — シナリオ分析

サブ指標文

当該企業は、気候シナリオ・プランニングを行い、自社の戦略および事業のレジリエンスをテストしている。

- a. 当該企業は、定量的要素を含む気候関連シナリオ分析を実施し、その結果を開示している。
- b. 定量的シナリオ分析は、1.5°Cシナリオを明確に含み、全社を対象とし、使用した主要な前提および変数を開示し、特定した重要なリスクおよび機会について報告している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、定量的要素を含む気候関連シナリオ分析を実施し、その結果を開示している。

本評価基準の目的は、当該企業の気候関連シナリオ分析に対するアプローチを把握することです。企業は以下の両方に該当する場合、本評価基準の要件を満たしていると評価されます。

- 当該企業は、予想される未来について説明するために、図表形式で、または外部のシナリオやモデル (IEA Sustainable Development Scenario、RCP2.6 など) を明確に言及する形で、数値データを使用した、定量的要素を含む気候関連シナリオ分析を実施している。
- 当該企業は、その定量的シナリオ分析の結果を開示している。開示には結果や結論についての定性的な記述や説明、あるいは定量的な結果や結論のプレゼンテーションが含まれます。

使用したシナリオを説明する文章のみを用いた場合、企業は本評価基準の要件を満たしていることにはなりません。結果を公開していない場合も、企業は本評価基準の要件を満たしていることにはなりません (例えば、分析は実施したが会社経営陣が結果を検討中であるとの表明は、本評価基準の要件を満たすには不十分となります)。

- b. 定量的シナリオ分析は、1.5°Cシナリオを明確に含み、全社を対象とし、使用した主要な前提および変数を開示し、特定した重要なリスクおよび機会について報告している。

本評価基準の目的は、当該企業が定量的シナリオ分析について提供する情報の完全性を評価することです。本評価基準を満たすには、評価基準 10.2a を満たしていることが条件となります。また、10.2b を満たすには、当該企業は以下のすべてを実施する必要があります。

- シナリオ分析に 1.5°Cシナリオを明確に含めている。
- 当該企業の定量的シナリオ分析が、(特定の製品、事業分野または地域ではなく) 当該企業全体を明確に対象としている。
- 当該企業は、シナリオ分析に使用した主要な前提および変数を開示している。
- 当該企業は、シナリオ分析で特定された重要なリスクおよび機会について報告している。

分析が一部の事業、商品、国などしか対象としていない場合、または「全部ではなく大部分の」事業を対象としたと当該企業が表明している場合、企業は本評価基準の要件を満たしていないことになります。

リスクと機会の開示が、実施したシナリオ分析に関連していない場合も、企業は本評価基準の要件を満たしていないことになります。例えば、気候関連のリスクと機会についての一般的考察は、本評価基準の趣旨を充足していないことになります。また、企業はリスク(マイナス面)と機会(プラス面)の両方について考察しなければなりません。

指標11- GHG排出削減履歴

11.1 - GHG 排出原単位の削減

サブ指標文

当該企業の排出原単位は減少している。

- 当該企業の過去 1 年の GHG 排出原単位が前年と比較して減少した。
- 当該企業の GHG 排出原単位が過去 3 年にわたり減少した。
- 当該企業は過去 3 年にわたり、当該セクターの信頼できる 1.5°C の経路で予測されたペースよりも速いペースで自社の GHG 排出原単位を削減した。

詳細ガイダンス

- 当該企業の過去 1 年の GHG 排出原単位が前年と比較して減少した。

この評価基準では、Transition Pathway Initiative (TPI) によるカーボン・パフォーマンス評価手法を用いて、企業の過去の二酸化炭素排出原単位を計測します。評価基準 11.1.a を満たすには、企業が報告した最も直近の年の排出原単位が、前年と比較して減少している必要があります。

当該企業が上記の条件を満たさない場合は「No」と評価されます。また、TPI によって排出量データが不十分と評価された場合や、公表された直近の有効データが 2 年前よりも古いものである場合も、この評価基準の評価は「No」となります。

TPI の分析手法が発表されていないセクターに属する企業のスコアは「評価対象外 (Not Assessed)」となります。

- 当該企業の GHG 排出原単位が過去 3 年にわたり減少した。

この評価基準では、TPI によるカーボン・パフォーマンス評価手法を用いて、企業の過去 3 年にわたる二酸化炭素排出原単位を計測します。3 年間の変化を捉えるため、これには当年度のデータまたは入手可能な最も最近の年度のデータ、および過去に遡る 3 つの値が含まれます。この評価基準を満たすには、企業が報告した過去 3 年にわたり、排出原単位が平均ペースで減少している必要があります。

当該企業が上記の条件を満たさない場合は「No」と評価されます。また、TPI によって排出量データが不十分と評価された場合や、公表された直近の有効データが 2 年前よりも古いものである場合、この評価基準の評価は「No」となります。

TPI の分析手法が発表されていないセクターに属する企業のスコアは「評価対象外 (Not Assessed)」となります。

- 当該企業は過去 3 年にわたり、当該セクターの信頼できる 1.5°C の経路で予測されたペースよりも速いペースで自社の GHG 排出原単位を削減した。

評価基準 11.1c は 11.1b の結果に従属します。11.1b が「Yes」と評価されなければ 11.1c の評価が「Yes」になることはありません。

この評価基準では、TPI によるカーボン・パフォーマンス評価手法を用いて、企業の過去 3 年にわたる二酸化炭素排出原単位を計測します。3 年間の変化を捉えるため、これには当年度のデータまたは入手可能な最も最近の年度のデータ、および過去に遡る 3 つの値が含まれます。二酸化炭素排出原単位は、2050 年に世界の気温上昇を低オーバーシュートもしくはオーバーシュートなしで 1.5°C までに抑えるというパリ協定の目標達成に必要な、当該セクターの道筋と照合して評価されます。これは、[IPCC の 1.5°C 特別報告書の経路 P1](#) または [IEA の 2050 年ネットゼロシナリオ](#) に相当します。企業がこのサブ指標の条件を満たす方法としては、以下の 2 つが考えられます。

1. 企業の二酸化炭素排出原単位が、過去 3 年にわたる平均で、各セクター別ベンチマークの二酸化炭素排出原単位よりも速いペースで減少している。

または

2. 最新の情報開示における企業の二酸化炭素排出原単位が、現行年の各セクター別ベンチマークの二酸化炭素排出原単位と整合しているか、または下回っている。

TPI によって排出量データが不十分と評価された場合や、公表された直近の有効データが 2 年前よりも古いものである場合、この評価基準でスコアを得ることはできません。

TPI による評価手法がまだ公表されていないセクターに属する企業は、「Not Assessed (評価対象外)」となります。

11.2 – GHG 排出総量の削減 [ベータ指標]

サブ指標文

当該企業の排出総量は減少している。

- a. 当該企業の過去 1 年のスコープ1と2の GHG 排出総量が前年と比較して減少した。
- b. 当該企業のスコープ1と2の GHG 排出総量が過去 3 年にわたり減少した。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業の過去 1 年のスコープ1と2の GHG 排出総量が前年と比較して減少した。この評価基準では、当該企業が報告した最も直近の年に、前年と比較して GHG 排出総量が減少したかを計測します。

減少していない場合、当該企業は「No」と評価されます。また、TPI によって排出量データが不十分と評価された場合や、公表された直近の有効データが 2 年前よりも古いものである場合も、この評価基準の評価は「No」となります。

- b. 当該企業のスコープ1と2の GHG 排出総量が過去 3 年にわたり減少した。この評価基準では当該企業の GHG 排出総量が過去3年にわたり減少したかを計測します。3 年間の変化を捉えるため、これには当年度のデータまたは入手可能な最も最近の年度のデータ、および過去に遡る 3 つの値が含まれます。

この評価基準を満たすには、企業が報告した過去 3 年にわたり、排出総量が平均ベースで減少している必要があります。

当該企業が上記の条件を満たさない場合は「No」と評価されます。また、TPI によって排出量データが不十分と評価された場合や、公表された直近の有効データが 2 年前よりも古いものである場合、この評価基準の評価は「No」となります。

11.3 – GHG 排出原単位削減の要因

サブ指標文

当該企業は、過去に排出の軌跡を変化させた要因について開示している。

- a. 当該企業は、大きな一時的な事象(ダイベストメント、買収、合併など)の影響を明示し、スコープ 1 および 2 排出量の変化の要因となった主なアクションを定量化している。
- b. 当該企業は、大きな一時的な事象(ダイベストメント、買収、合併など)の影響を明示し、スコープ 3 排出量の変化の要因となった主なアクションを定量化している。
- c. 当該企業は、過去 1 年で無効化(償却)したカーボン・クレジットの詳細について開示している。

詳細ガイダンス

- a. 当該企業は、大きな一時的な事象(ダイベストメント、買収、合併など)の影響を明示し、スコープ1および2排出量の変化の要因となった主なアクションを定量化している。企業が温室効果ガス排出量削減の進捗状況を実証するには、過去 2 年間のスコープ 1 および 2 排出量を報告し、これらの実績に影響を与えた主な要因について説明する必要があります。また、排出量の変化をカテゴリー別に分け、排出量に影響を与えた活動の具体例を示す必要もあります。こうした活動は、企業の年次報告の他の部分と一貫し

ていなければなりません。一部のスコープの排出量についてしか報告していない企業は、この評価基準でスコアを得ることはできません。

- b. 当該企業は、大きな一時的な事象（ダイベストメント、買収、合併など）の影響を明示し、スコープ 3 排出量の変化の要因となった主なアクションを定量化している。
- 企業がこの評価基準でスコアを得るには、所属するセクターごとに特定された重要度の高いカテゴリーのスコープ 3 排出量の変化に影響を与えた主な要因について開示する必要があります。企業は、昨年の報告における全体的なスコープ 3 排出量の変化に影響を与えた各要因（企業構造の変化、製品構成の変化など）について、数値と説明を示す必要があります。説明は具体的で、企業の年次報告の他の部分と一貫していなければなりません（単に「ダイベストメント」ではなく、「サイト X からのダイベストメント」とするなど）。一部の排出量についてしか報告していない企業は、この評価基準でスコアを得ることはできません。スコープ 3 について評価されない企業は、「Not Assessed（評価対象外）」となります。
- c. 当該企業は、過去 1 年で無効化（償却）したカーボン・クレジットの詳細について開示している。
- この評価基準でスコアを得るには、企業は前事業年度に無効化（償却）されたカーボン・クレジットについて、以下の情報と詳細を開示する必要があります。
- 数量
 - タイプ
 - 検証システム
 - ヴインテージ（カーボン・クレジットの発行年）

オフセット量は総量と原単位の両方で示された、いずれかのスコープの排出量に関するものが認められます。スコアを得るために特定のオフセット・タイプが必要なわけではなく、オフセットは自主的に無効化する必要があります。法令遵守により開示されたカーボン・オフセットでは、この評価基準でスコアを得るには不十分です。

オフセットを用いないことを表明し、前事業年度も用いていない企業は「該当なし (Not Applicable)」となります。

「交通信号システム」: Yes / No / Partial

各評価基準は、当該企業が公表した情報および証拠に基づいて「Yes」もしくは「No」の二者択一方式で評価されます（または、「該当なし」となることもあります。次項参照）。サブ指標および指標のレベルでの集計には、次のシステムを用います。

- **Yes**=サブ指標または指標の全評価基準がYesの場合
- **No**=サブ指標または指標の全評価基準がNoの場合
- **Partial**=サブ指標または指標の評価基準のうち少なくとも**1つ**がYesの場合

サブ指標は1～4つの評価基準で構成されます（a、b、cおよびd）。指標は複数のサブ指標および評価基準から構成されることがあります（例：指標7はサブ指標2つと評価基準5つで構成）。評価基準は「Not Applicable（該当なし）」や「Not Assessed（評価対象外）」になることもあります。この場合、当該評価基準はYes / No / Partialの基準値には含まれません。詳細はサブ指標の組み合わせの項を参照してください。

サブ指標の組み合わせ

サブ指標は1～4つの評価基準で構成されます（a、b、cおよびd）。1つのサブ指標について考えられる組み合わせについて、以下に示します。

評価基準スコアの組み合わせ		→	サブ指標評価
x.x.a	x.x.b		サブ指標x.x
Y	Y		Y
Y	Not Applicable		Y
Y	N		Partial
N	Not Applicable		N
N	N		N

指標ごとの従属関係

評価基準の中には、1つ以上の他の評価基準が「Yes」でない限り「Yes」とならないものがあります。つまり、いくつかの評価基準が「Yes」は他の評価基準が満たされていることを条件としています。下の表はこれらの評価基準と、満たされることが条件となる評価基準を示しています。

評価基準	充足が条件となる評価基準
1.1.b	1.1.a
2.2.a, 2.2.b	2.1
3.2.a, 3.2.b	3.1
3.4	3.2.aと3.2.b
4.2.a, 4.2.b	4.1
5.1.a	2.1と3.1
5.1.b	5.1.a
5.1.c	5.1.b

評価基準	充足が条件となる評価基準
5.1.d	5.1.b
7.1.c	7.1.a
8.2.b	2.1・3.1・4.1のいずれかと8.2.a
8.3.b	8.3.a
9.2.b	9.2.a
9.2.c	9.2.a
10.2.b	10.2.a
11.1.c	11.1.b

スコープ3評価対象企業

業種	セクター	評価対象のスコープ3排出(スコープ3資産の種類)
エネルギー	石油・ガス	あり(販売した製品の使用-GHGプロトコルのカテゴリー11)
	石油・ガス販売	あり(販売した製品の使用-GHGプロトコルのカテゴリー11)
	電力	石油・ガス販売が事業に含まれる場合はあり(販売した製品の使用-GHGプロトコルのカテゴリー11)
	石炭採掘	あり(販売した製品の使用-GHGプロトコルのカテゴリー11)
運輸	自動車	あり(販売した製品の使用-GHGプロトコルのカテゴリー11)
	航空	あり(燃料およびエネルギー関連活動-GHGプロトコルのカテゴリー3)
	海運	なし
	その他の運輸	あり(販売した製品の使用-GHGプロトコルのカテゴリー11)
工業	アルミニウム	なし
	セメント	なし
	鉄鋼	なし
	化学	あり(購入した物品・サービス-GHGプロトコルのカテゴリー1、および販売した製品の使用-GHGプロトコルのカテゴリー11)
	製紙	なし
	各種鉱業	あり(販売した製品の加工-GHGプロトコルのカテゴリー10、石炭製品製造の場合は販売した製品の使用-GHGプロトコルのカテゴリー11-も対象)
	その他工業	個別に判断(電力を除く、販売した製品の使用-GHGプロトコルのカテゴリー11)
消費財・サービス	消費財・サービス	あり(販売した物品・サービス-GHGプロトコルのカテゴリー11)

(この文書は日本語参考訳であり、英語原文と日本語参考訳に内容の差異がある場合には英語原文が優先されます。)